

広告

大きく変わった

相続・贈与

～専門家に相談して対応を～

「わが家は金持ちでないから相続税の心配はない」と思っている人は多い。だが、2015年に相続税の非課税枠である基礎控除が縮小されたことにより、相続税を負担しなければならない人の数は倍増し、相続税対策が必要なケースも増えている。一方で、相続・贈与に関する法律や税制はたびたび改正されている。自己判断で相続税対策を行うと、かえってトラブルになりかねないので、専門家のサポートは不可欠だ。相続に特化しているランドマーク税理士法人に相談すれば、適切なアドバイスが受けられる。

相続税評価額の計算は専門家に依頼する

相続税が起った時、相続人が相続税を支払う必要があるかどうかは、亡くなった人の遺産の額によって決まる。相続税には基礎控除という非課税枠があり、遺産が基礎控除を超えていたら、超えた部分に相続税がかかるという仕組みになっている。

現在の基礎控除は「3000万円＋(600万円×相続人の数)」例えば相続人が3人の場合だと、基礎控除は4800万円となる。基礎控除は税制改正によって2015年から、それまでの6割に縮小されたため、相続税がかかるケースが増加した。

税がかかるケースが増加した。亡くなった人100人のうち、相続人に相続税負担が生じる人の数を見てみると、税制改正前の14年は4.4人だったのに、24年は10.4人と2倍以上になっている。

遺産が基礎控除を超えているかどうかは、亡くなった人の遺産の相続税評価額の総額を計算して見ないとわからない。相続税評価額の求め方は遺産の種類によって異なり、現金・預貯金は残高、建物は固定資産税評価額となっている。土地は時価や公示地価ではなく、「路線価×面積」で計算するのが基本だが、形状や接している道路との関係などによって加算・減算があり、計算が難しいので、相続に詳しい税理士に依頼して評価額を計算してもらおう。

大きく変わった生前贈与のルール

遺産の相続税評価額の総額を計算した結果、相続税の負担が重くなりそうだったら、相続税対策を考えよう。

比較的前取り組みやすいのは生前贈与だ。生前に財産の一部を贈与して減らしておけば、相続税の負担が軽減されるが、24年の税制改正で贈与税のルールが変わったので注意が必要だ。

大都市圏だと路線価が高く、土地の相続税評価額も高くなりがちだが、亡くなった人が住んでいた土地に同居していた親族が引き続き住むなどの条件を満たすと、評価額が8割減額される。「小規模宅地等の特例」がある。これを使えば土地の評価額が大きく減るが、条

件が細かい。適用が受けられるかどうかは専門家に判断してもらおうが望ましい。

「結婚・子育て資金の一括贈与」は、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる非課税制度だ。祖父母等から孫へ挙式費用、出産費用などを贈与する場合、最大で1000万円まで非課税となる仕組みで、27年3月末までの贈与が対象となる。

「住宅資金贈与の非課税制度」は、父母や祖父母が、子や孫に住宅資金を贈与するとき、省エネ住宅等は1000万円、それ以外は500万円まで非課税になるもので、26年末までの贈与に利用できる。

こうした贈与税の非課税制度の活用は贈与税・相続税の軽減につながるが、細かい適用条件があるので、専門家に相談しながら最適な利用方法を考えるようにしたい。

ランドマーク税理士法人アンバサダー

QuizKnock

と税務知識を楽しく学ぼう!



YouTube更新中

定例セミナー開催 (参加無料 要予約(先着順)) ※定例セミナーは月1回の開催です。

国税OBが解説する 相続関連を中心とした税制改正セミナー

日時: 4月20日(月)14:00~16:00 (セミナー14:00~15:00 個別相談15:00~16:00)

会場: 新横浜セミナールーム

神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階

無料セミナー相談会のお問い合わせ、お申し込みは下記まで

TEL.0120-48-7271

平日 9:00~18:00 土曜日 9:00~18:00 日曜・祝日 10:00~17:00

定例セミナー参加者にランドマーク税理士法人代表税理士 立教大学大学院 客員教授 清田 幸弘 著書をプレゼント

都市遺産・地主の税金カイド



ランドマーク税理士法人は、相談件数230,000件、相続税申告10,000件超の実績を誇る、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所です。東京・神奈川・埼玉・千葉を中心に15拠点を展開。国税局OBなど600人を超える相続税に強い社員が相続をフルサポートします。初回の相談は無料です(60~90分)。

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします。

 佐藤 一寿 税理士 7年間税理士事務所勤務経験あり。相続・事業承継・資産承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。	 植松 務 公認会計士・税理士 株式会社 植松 務 代表取締役 監査法人勤務経験あり。相続・事業承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。	 今村 優子 元国税調査官・税理士 国税局勤務30年勤務経験あり。相続・事業承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。	 岡山 敦 元国税調査官・税理士 国税局勤務27年勤務経験あり。相続・事業承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。	 大坂 裕彦 元国税調査官・税理士 国税局勤務47年勤務経験あり。相続・事業承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。	 金子 守 元国税調査官・税理士 国税局勤務28年勤務経験あり。相続・事業承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。	 清田 幸弘 税理士・行政書士 ランドマーク税理士法人 代表社員 立教大学大学院客員教授 2019年4月より立教大学大学院にて「都市遺産・地主の税金カイド」の執筆・編集・監修に携わっている。	 小倉 正裕 元国税調査官・税理士 国税局勤務35年勤務経験あり。相続・事業承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。	 押山 満 元国税調査官・税理士 国税局勤務42年勤務経験あり。相続・事業承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。	 江連 貴徳 元国税調査官・税理士 国税局勤務30年勤務経験あり。相続・事業承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。	 宮澤 茂宏 元国税調査官・税理士 国税局勤務31年勤務経験あり。相続・事業承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。	 松本 豊 税理士・不動産鑑定士 国税局勤務25年勤務経験あり。相続・事業承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。	 清田 幸佑 公認会計士・税理士 株式会社 清田 幸佑 代表取締役 監査法人勤務経験あり。相続・事業承継の専門知識を有し、クライアントのニーズに応じた最適なアドバイスを提供している。
--	--	---	--	---	--	---	---	--	---	---	--	--